

本人確認書類について

- ・官公署発行の顔写真付き本人確認書類をお持ちの場合は1点、写真のないその他の本人確認書類については2点以上での本人確認を行っております。
- ・マイナンバー（個人番号）の記載された「通知カード」は本人確認書類として利用することはできません。
- ・本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。
- ・証明書を郵送で請求される場合には、本人確認書類の写し（コピー）を同封して下さい。なお、パスポートでは住所の確認ができませんので、現住所記載の証明書をもう1点同封して下さい。

《例》

1点確認【顔写真のついたもの】

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・住民基本台帳カード（写真付き）
- ・運転免許証または運転経歴証明書
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳 など

2点確認【顔写真のついていないもの】

- ・健康保険証
- ・後期高齢者保険証
- ・高齢受給者証
- ・限度額適用認定証
- ・介護保険証
- ・生活保護受給証
- ・精神障害者保健福祉手帳（写真無し）
- ・各種医療受給者証
- ・年金証書、年金手帳
- ・社員証、学生証 など